

年 月 日

## 必要な権限の付与について（統括防火管理者用）

消防法施行令第4条及び消防法施行規則第3条の3第1号に定めるところにより、建物名称\_\_\_\_\_の全管理権原者から統括防火管理者\_\_\_\_\_に付与する権限については、次のとおりです。

### 記

1. 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限。
2. 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限。
3. 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限。
4. その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うために必要な権限。